

中原区行政連絡調整会議要綱

(18 川中総第 108 号平成 18 年 4 月 1 日区長専決)

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市における総合行政の推進に関する規則（平成 18 年規則第 29 号。以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、中原区行政連絡調整会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成及び会議)

第 2 条 会議は必要に応じて開催する。

2 会議は、規則第 8 条第 2 項に基づき、別表に掲げる者（以下「事業所の長等」という。）をもって構成する。

3 会議は、区長が召集しその議長となる。

4 区長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めるものとする。

(議題の提出)

第 3 条 事業所の長等は、会議に提出しようとする議題があるときは、あらかじめ資料を添えて区長に送付するものとする。

(協議事項)

第 4 条 会議は、規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 区長及び事業所の長等が所管する事務事業の計画及び実施に関すること。

(2) 広報及び広聴に係る総合調整に関すること。

(3) 災害その他緊急時における応急対策に関すること。

(4) その他協議を必要とする事項に関すること。

(事務事業の報告)

第 5 条 事業所の長等は、所管に係る主たる事務事業の計画について、その概要を区長に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

中原区行政連絡調整会議構成員

	機 関	役 職 名
1	中原区役所	区長
2	中原区役所	副区長
3	中原区役所	区民サービス部長
4	中原区役所	地域みまもり支援センター所長
5	中原区役所	地域みまもり支援センター副所長
6	中原区役所	道路公園センター所長
7	中原区役所	担当課長（危機管理担当）
8	中原区役所	まちづくり推進部総務課長
9	中原区役所	まちづくり推進部企画課長
10	中原区役所	まちづくり推進部企画課担当課長
11	中原区役所	まちづくり推進部地域振興課長
12	中原区役所	まちづくり推進部生涯学習支援課長
13	財政局	みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室長
14	市民文化局	平和館長
15	環境局	中原生活環境事業所長
16	健康福祉局	動物愛護センター所長
17	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター所長
18	建設緑政局	富士見・等々力再編整備室担当課長
19	建設緑政局	南部都市基盤整備事務所長
20	上下水道局	南部サービスセンター所長
21	上下水道局	第2配水工事事務所長
22	上下水道局	中部下水道事務所長
23	交通局	自動車部管理課長
24	病院局	井田病院事務局長
25	消防局	中原消防署長
26	教育委員会	中部学校給食センター所長
27	教育委員会	中原図書館長